

JR矢川駅及び谷保駅跨線橋広告掲載実施基準

第1 趣旨

この基準は、国立市有料広告掲載に関する取扱要綱（平成18年9月1日訓令第33号。以下「要綱」という。）及びJR矢川駅及び谷保駅跨線橋広告掲載取扱要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、広告媒体への掲載適否の基準について定める。

第2 広告掲載適否の基準

市の広告媒体に掲載する広告内容及び表現は、要綱第3条及び第4条に規定するもののほか、下記に該当しないものとする。

（1）一般的基準

- ①法令に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- ②公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- ③その他市長が不相当と認めるもの

（2）業種又は事業者に関する基準

- ①社会問題を起こしている事業者
- ②法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- ③集团的又は常習的に暴力的不当行為を行うおそれがある組織等
- ④その他市長が不相当と認める業種又は事業者

（3）広告内容、表現に関する基準

- ①人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- ②他者をひぼう、中傷又は排斥するもの
- ③法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
- ④市その他公共機関が、広告主又はその商品やサービスなどについて推奨、保証、指定等をしているかのような印象を与えるもの
- ⑤非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えたりするおそれのあるもの
- ⑥誇大又は誤認を招くような表現又は根拠のない表示
- ⑦射幸心を著しく煽る表現
- ⑧虚偽の内容を表示するもの
- ⑨責任の所在が明確でないもの
- ⑩広告の内容が明確でないもの
- ⑪水着姿及び裸体姿で広告内容に無関係で必然性のないもの
- ⑫暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現が含まれるもの
- ⑬残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現が含まれるもの
- ⑭わいせつ性を連想又は想起させるもの
- ⑮人体、精神又は教育に有害なもの
- ⑯その他市長が不相当と認めるもの